

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊サ対第110号

令和5年2月8日

熊本県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの運用について（通達）

熊本県警察においては、「熊本県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの運用について（通達）」（平成31年3月27日付け熊サ対第307号）に基づき、情報通信技術に係る高度な知識を有する部外の研究者、技術者等を熊本県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーとして委嘱し、その知見を活用することで、警察職員のサイバー犯罪対処能力の向上を図っているところ、今後も引き続き、別添「熊本県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱」のとおり運用することとしたので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

※ 別記様式（略）

別添

## 熊本県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱

(目的)

### 第1条

この要綱は、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの設置及び運用について必要な事項を定め、もってサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(任務)

### 第2条

サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、警察 職員のサイバー犯罪捜査に関する意識の高揚及び知識、技能の向上を図るため、警察の求めに応じ、サイバー犯罪捜査及び対策に関する助言者として、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) その他生活安全部長の特命事項

(委嘱)

### 第3条

アドバイザーは、次の要件を備えている者のうちから、熊本県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）が、熊本県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）の上申に基づき、委嘱するものとする。

- (1) 大学、民間企業等において情報通信技術に関する研究又は業務に携わっている者  
その他情報通信技術に関する専門的な知識及び技術を有すると認められる者
  - (2) 警察活動に深い理解を示し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有する者
- 2 前項の上申は、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー推薦書（別記様式第1号）により行うものとする。
- 3 生活安全部長は、アドバイザーの委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式第2号）を交付し、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー証（別記様式第3号。以下「アドバイザー証」という。）を貸与するものとする。
- 4 アドバイザーは、住所、氏名及び職業に変更が生じた場合は、速やかにサイバー犯罪対策課へ申し出なければならない。
- 5 サイバー犯罪対策課長は、サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪対策テクニカルアド

バイザー名簿（別記様式第4号）を備え付けるものとする。

（アドバイザー証の取扱）

#### 第4条

アドバイザーは、第2条に規定する活動を行う場合は、アドバイザー証を携帯しなければならない。

2 アドバイザーは、アドバイザー証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 アドバイザーは、アドバイザー証を汚損し、若しくは紛失しないよう十分注意するとともに、汚損又は紛失した場合は、直ちにサイバー犯罪対策課へ申し出なければならない。

4 アドバイザーは、任期満了時又は第6条の規定により解嘱された場合は、速やかにアドバイザー証をサイバー犯罪対策課長へ返納しなければならない。

（任期）

#### 第5条

アドバイザーの任期は1年とする。

2 アドバイザーは、再任することができる。

3 アドバイザーが第6条の規定により解嘱された場合は、新たにアドバイザーを委嘱することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

（解嘱）

#### 第6条

生活安全部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当する場合は、サイバー犯罪対策課長の上申に基づき、これを解嘱することができる。

(1) アドバイザーが辞意を表明したとき。

(2) 心身の故障等により、アドバイザーとしての業務を遂行することができなくなったとき。

(3) 第3条の1(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(4) 第8条に掲げる遵守事項に違反したとき。

2 前項の上申は、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー解嘱上申書（別記様式第5号）により行うものとし、解職は、通知書（別記様式第6号）を交付して行うものとする。

（活動及び派遣）

#### 第7条

サイバー犯罪対策課長は、第2条に規定する活動をアドバイザーに依頼する場合は、アドバイザーと必要な調整を図った上、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー活動依頼書（別記様式第7号）により、アドバイザーに活動依頼を行うものとする。

2 アドバイザーの派遣を必要とする所属長は、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー派遣要請書（別記様式第8号）により、サイバー犯罪対策課長に派遣を要請するものとし、要請を受けたサイバー犯罪対策課長は、前項の方法により、アドバイザーに活動依頼を行うものとする。

3 アドバイザーは、上記の活動依頼に基づき活動するものとする。

（活動上の遵守事項）

#### 第8条

アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザーの信用保持及び情報通信技術に関する知識の向上を図ること。
- (2) サイバー犯罪対策課、派遣先の警察署等の担当者と連携し、効果的な活動の推進を図ること。
- (3) アドバイザーとしての活動中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為等を行わないこと。
- (4) 活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（運用上の留意事項）

#### 第9条

サイバー犯罪対策課長は、アドバイザーを運用するに当たって、次の各号に留意しなければならない。

- (1) アドバイザーの選考に当たっては、情報通信技術に関する知識・技術及び経験を十分考慮すること。
- (2) アドバイザーの活動が適正かつ効果的に行われるよう、必要な指導・助言を行うこと。
- (3) アドバイザー証の貸与及び返納に際しては、アドバイザー名簿（別記様式第4号）に記載し、その状況を明らかにしておくこと。

（事務）

#### 第10条

アドバイザーに関する事務は、サイバー犯罪対策課において行うものとする。